

11月12日～11月25日は 女性に対する暴力をなくす運動 強化期間です

パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していくうえで重要な課題です。

結婚したことがある女性の27.5%、男性の22%は、配偶者から被害を受けたことがあり、女性の13.2%、男性の7.2%は何度も被害を受けています。このことから、他人事ではなく、誰もが被害にあう可能性があると言えます。（「令和5年度男女間における暴力に関する調査」より一部抜粋）

そこで、内閣府は毎年11月12日～25日の2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」強化期間として、啓発や教育をより一層強化することとしました。

もし、あなたの身近なところでDVかもと思った場合は、すぐにお電話を。早めの相談が救いとなります。



DVは身体的暴力ではありません。



身体的暴力

- ・殴る・蹴る
- ・物を投げつける 等



精神的暴力

- ・大声で怒鳴る
- ・物を壊す・捨てる
- ・無視 等



性的暴力

- ・性行為を強要する
- ・避妊に協力しない
- ・中絶を強要する 等



経済的暴力

- ・勝手に借金を作り、返済を強要する
- ・生活費を渡さない 等

DVに関するお問い合わせ

全国共通短縮ダイヤル

は れ れ ば

#8008

◆女性の人権ホットライン

☎0570-070-810

11月13日～19日の7日間は「女性の人権ホットライン」強化週間として、女性に関する人権問題のご相談を受け付けます。

- *平日 午前8時30分～午後7時まで
- *土日 午前10時～午後5時まで

◆総合相談案内窓口 ☎25-2150

- *月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
- *午前9時～午後4時まで

◆福岡県あすばる相談ホットライン

☎092-584-1266

- *火曜日～日曜日、月曜日(祝日のみ)
- 午前9時～午後4時30分

- *金曜日(祝日を除く)は夜間も実施
- 午後6時～8時30分
- (8/13～15、年末年始を除く)

- *祝日以外の月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日)は、相談室はお休み。

◆配偶者暴力相談支援センター

☎22-4070

- *月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
- *午前8時30分～午後5時15分まで

えみくるだより



問い合わせ先：市男女共同参画センター (TEL 25-2244)

「えみくる」のシンボルマーク：直方市のインシャル「N」をモチーフに男女(人)と共同(助け合い)を表現。また3つの丸は、男女共同参画社会の実現を目指し、市民を中心に企業と行政が力を合わせていくことを表しています。

第3回 直方市男女共同参画 フォトコンテスト

11/1 fri ~ 12/31 thu

前回最優秀賞作品

テーマ 「パープル」

11月のパープルリボン運動にちなんで、
市内で撮影した紫色の写真を集めます。

応募方法

① インスタグラムで応募

直方市男女共同参画センター(@nogata_danjo)をフォローし、
写真にタイトル、作品についてひとこと(50文字以内)、撮影場所、
「あなたが考える男女共同」についてひとこと(100文字以内)と、
「#のおがた男女フォトコン2024」のハッシュタグを
つけて投稿。

Follow Me



直方市男女共同参画センター
公式Instagram

② メールで応募

市男女共同参画センター(n-danjo@city.nogata.lg.jp)宛に、氏名、ペンネーム、住所、電話番号、写真タイトル、作品についてひとこと(50文字以内)、撮影場所、「あなたが考える男女共同」についてひとこと(100文字以内)をメール本文に入力し、写真を添付して送付。

賞品

最優秀賞 1人 Amazonギフト券 5,000円
優秀賞 2人 Amazonギフト券 3,000円

惜しくも入選を逃した人の中から、抽選で10人に、のおがたティータイム
セットが当たります。



応募条件、注意事項等
詳しくはこちら



問い合わせ 文化・スポーツ推進課男女共同参画推進係 TEL:25-2244